第十条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法の」を「東日本大震災復興特別区域法の」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に、「及び次項」を「及び第三項」に改める。

第十一条の三中「第十条の二」の下に「、第十条の二の二」を加える。

第十一条の五第一項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十三条の六まで」の下に「、第七十条の四、第七十条の六及び第七十条の八」を加える。

第十二条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第十三条第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第五項第一号中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十三条の二第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第五項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第六項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十七条を第十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第十七条　東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次の各号に規定する法人について当該各号に掲げる事実が生じた場合における法人税法第五十九条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

2　前項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同法第五十七条、第五十八条及び第六十七条の規定の適用については、同法第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項」と、「除く」とあるのは「除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」と、同法第五十八条第三項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項」と、「場合を除く」とあるのは「場合を除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」と、同法第六十七条第三項第六号中「損金算入」とあるのは「損金算入」（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の二第一項の表の第一号の第一欄中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号の第二欄中「同法」を「東日本大震災復興特別区域法」に改め、同号の第三欄中「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同号の第四欄中「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項第二号ロ」を「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表の第二号の第一欄中「同項に規定する」を削り、同条第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「平成二十六年三月三十一日」の下に「（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人にあっては、平成二十八年三月三十一日）」を加え、同条第十三項中「及び第四十二条の九から第四十二条の十二まで」を「、第四十二条の九、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二　福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四項イからニまでに掲げる指示（次項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を